奈良県立医科大学学則

目　次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　学科目及び講座等（第７条－第 10 条）
第３章　学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条）
第４章　入学、休学、転学及び退学（第 14 条－第 28 条）
第５章　授業料（第 29 条－第 31 条）
第６章　修了及び卒業（第 32 条－第 34 条）
第７章　教授会（第 35 条・第 36 条）
第８章　医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生（第 37 条）
第９章　委託学生等（第 38 条）
第10章　大学院（第 39 条）
第11章　賞罰（第 40 条・第 41 条）
第12章　公開講座（第 42 条）
第13章　附属施設（第 43 条）
第14章　厚生保健施設（第 44 条）
第15章　補則（第 45 条）
附　則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　奈良県立医科大学（以下「大学」という。）は、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

（職員の組織）

第２条　大学に次の職員を置く。

一　学長
二　副学長
三　教員
四　事務職員及び技術職員
五　その他必要な職員

２　大学に置く職に関しては、別に定める。

３　学長は必要があると認めたときは、期間を限り講師を委嘱することができる。

（学長及び副学長の役割と責任）

第３条　学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

２　学長は、権限と責任の一致の原則を踏まえ、附属機関を含む大学の全ての校務にわたり、最終的な決定権を持ち、責任を負う。

３　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（自己評価等）

第４条　大学は、教育研究水準の向上を図り、第１条の目的を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

（大学の構成及び修業年限）

第５条　大学は、医学部をもって構成し、同学部に医学科及び看護学科を置く。

２　大学の修業年限は、医学科にあっては６年、看護学科にあっては４年とする。

（定　員）
第６条　大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学　　科	入学定員	編入学定員	収容定員
医 学 科	１００人	－	６００人
看護学科	８５人	－	３４０人

第２章　学科目及び講座等

（学科目及び講座）
第７条　大学における学科目及び講座については、学長が別に定める。

（授業科目及び履修方法等）
第８条　授業科目は、医学科、看護学科及び教養教育部門に関する科目とする。
２　前項の授業科目の名称、履修方法及び単位認定責任者等については、学長が別に定める。

（他の大学等における授業科目の履修等）
第９条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て、学長の定める範囲で、大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）
第 10 条　学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学生が大学に入学する前に大学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、学長が定める範囲で、大学に入学した後の大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第３章　学年、学期及び休業日

（学　年）
第 11 条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終る。

（学　期）
第 12 条　学期は、次のとおりとする。
一　医学科
　第１学期　４月１日から８月 31 日まで
　第２学期　９月１日から 12 月 31 日まで
　第３学期　１月１日から３月 31 日まで
二　看護学科
　前期　４月１日から９月３０日まで
　後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（休業日）
第 13 条　休業日は、次のとおりとする。
一　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
二　日曜日及び土曜日
三　春季休業日

四　夏季休業日
五　冬季休業日
2　前項第３号から第５号の期間については、学長が別に定める。
3　学長は、必要があると認めたときは、第１項第２号から第５号に掲げる休業日を変更することができるほか、前項各号に掲げる休業日のほかに、臨時に休業日を置くことができる。
4　学長は、必要があると認めたときは、休業日であっても授業を実施することができる。

第４章　入学、休学、転学及び退学

（入学の資格）
第 14 条　大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
二　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
三　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
四　文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
五　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
六　文部科学大臣の指定した者
七　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
八　その他、大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（転入学）
第 15 条　学長は、他の大学の医学又は看護に関する学科に在学中の者が、それぞれ医学科又は看護学科に入学を願い出たときは、定員に欠員のある場合に限り選考の上相当の年次に入学を許可することがある。

（再入学）
第 16 条　学長は、大学の学生であった者で、退学によって学籍を脱した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学長が正当であると認める理由がある場合に限り、大学が指定する学年に再入学を許可することがある。

（編入学）
第 17 条　学長は、次の各号に該当する者で、医学科の第２年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。
一　修業年限４年以上の大学(医学を履修する課程を除く。)において２年以上在学し、かつ、医学科における授業科目に相当するとして学長が定める授業科目及び単位を修得した者
二　大学において、学長が定める授業科目を履修しようとする者
2　学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、看護学科の第３年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。
一　短期大学の看護に関する学科を卒業した者
二　専修学校の看護に関する専門課程（学校教育法第１３２条に規定する文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 12 条に規定する者に限る。）

（入学の時期）
第 18 条　入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学、再入学及び編入学(前条第１項の場合に限る。)の場合は、この限りでない。

（入学志願の手続）
第 19 条　大学に入学しようとする者は、学長の定める期日までに入学志願書に次に掲げる書類及び奈良県立医科大学料金規程（以下「料金規程」という。）に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。
一　調査書（調査書を提出できない場合は、学長が定める書類）
二　写真
三　その他学長の指定する書類

（入学の許可）
第 20 条　学長は、入学志願者に対しては、試験により入学を許可する。
２　前項の試験の方法その他必要な事項は、学長が定める。

（入学を許可された者の手続）
第 21 条　大学に入学を許可された者は、学長の定める期日までに保証人を届け出るとともに、学長の指定する書類を提出し、料金規程に定める入学料を納めなければならない。
２　学長は、正当の理由がなく前項の手続をしない者に対しては入学の許可を取り消すことがある。

（保証人）
第 22 条　保証人は、独立の生計を営む者２人とし、原則として、１人は父母又は親族であるものとする。
２　保証人は、その住所及び氏名に変更を生じたときは直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
３　学生は、当該保証人が第１項に規定する資格を失ったときは、新たに保証人を定めて、学長に届け出なければならない。

（住所の届出）
第 23 条　大学に入学を許可された者は、その住所又は居所を入学後１月以内に学長に届け出なければならない。
２　前項の届出をした後において、住所又は居所に変更を生じたときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

（休　学）
第 24 条　学生が疾病その他止むを得ない事由によって引続き３月以上休学しようとするときは、その事由を記して、期間を定め保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
２　休学の期間は、１年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情がある場合は、更に１年以内の休学を許可することができる。
３　休学期間は、医学科にあっては通算して４年を、看護学科にあっては通算して３年を超えることができない。
４　学生は、休学期間中であっても休学の事由が止んだときは、学長の許可をうけて復学することができる。

（欠　席）
第 25 条　学生は、疾病その他止むを得ない事由によって欠席７日以上にわたるときは、その事由を記して、学長に届け出なければならない。ただし、疾病の場合は、届書に医師の診断書を添付しなければならない。

２　引続き欠席３月以上にわたるときは、学長は当該学生に休学を命ずることができる。
３　公欠に関する事項は、学長が別に定める。

（転　学）
第 26 条　学生は、学長の許可をうけなければ他の学校へ入学を願い出ることができない。

（退　学）
第 27 条　学生は、疾病その他の事由によって退学しようとするときは、その事由を記して保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。

第 28 条　学長は、疾病その他の事由によって成業の見込がないと認めた者に対しては、退学を命ずることができる。

第５章　授業料

（授業料）
第 29 条　学生は、料金規程の定めるところにより授業料を納付しなければならない。

第 30 条　学期の中途において入学した者は、入学の日から５日以内に、その学期分の授業料を納付しなければならない。
２　授業料を所定の期間までに納付しない者は、保証人に通知する。
３　前項の通知を受けた日から 20 日以内に授業料を納付しない者に対しては、退学を命ずることがある。

第 31 条　前条の規定は、学期の中途において復学した者について準用する。

第６章　修了及び卒業

（授業科目及び課程の修了の認定）
第 32 条　授業科目の修了及び卒業の認定は、学長が行う。

（学位の授与）
第 33 条　学長は、卒業の認定を行った者に対し、次の学位を授与する。
一　医学科　学士（医学）
二　看護学科　学士（看護学）

（在学期限）
第 34 条　大学の在学期間は、次のとおりとする。
一　医学科　12 年(編入学した者にあっては、１０年、ただし平成 25 年度までに編入学した者にあっては、９年)を限度とする。ただし、同一年次にあっては３年を限度とし、連続した二つの年次の在学期間は４年を限度とする。
二　看護学科　８年（編入学した者にあっては、４年）を限度とする。
２　再入学又は転入学した者の在学期間の計算については、再入学又は転入学以前の在学期間を通算する。
３　第 24 条第１項の規定により休学を許可された期間は、第１項の在学期間に算入しない。

第７章　教授会

（教授会）
第 35 条　大学に教授会を置く。

第 36 条　教授会の組織運営等に関しては、学長が別に定める。

第８章　医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生

（医科学研究生、博士研究員、研究生、専修生）

第 37 条　大学において、医学に関し特定の事項を研究しようとする者があるときは、選考により医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生として入学を許可することがある。

２　前項の医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生については、学長が別に定める。

第９章　委託学生等

第 38 条　学長は、大学に教授上余力がある場合には、選考の上、委託学生及び聴講生を入学させ、また、特別聴講学生を受入れることができる。

２　学長は、大学において特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学させることができる。

３　委託学生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

第 10 章　大学院

第 39 条　大学院に関しては、学長が別に定める。

第 11 章　賞罰

（表　彰）

第 40 条　学長は、学生で学業の優秀な者又は他の学生の模範となる行為のあつた者を表彰することができる。

（懲戒処分）

第 41 条　学長は、学生がこの学則及びこの学則に基く規程並びに学長の指示及び命令にそむき、学生の本分に反する行為があったとき、これに対し懲戒処分として、けん責、停　学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

一　性行不良で改善の見込がないと認められる者

二　学力劣等で成業の見込がないと認められる者

三　正当の理由がなくて出席常でない者

四　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章　公開講座

（公開講座）

第 42 条　大学に公開講座の施設を設ける。

２　公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

第 13 章　附属施設

（附属施設）

第 43 条　附属病院及び附属図書館に関しては、学長が別に定める。

第 14 章　厚生保健施設

（厚生保健施設）

第 44 条　厚生保健施設の管理及び使用に関しては、学長が別に定める。

第 15 章　補則

（その他）
第 45 条　この学則の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

附　則
（施行期日）
1　この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　平成 13 年 3 月 31 日に大学に在学する学生の休学は、第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、　期間を設けない。
3　平成 19 年 3 月 31 日に大学に在学する学生の在学期限は、第 32 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
一　医学科　12 年を限度とする。ただし、第 1 年次及び第 2 年次の在学期間の合計にあっては 4 年、第 3 年次から第 6 年次までの在学期間の合計にあっては 8 年を超えることが　　できない。
二　看護学科　8 年（編入学した者にあっては、4 年）を限度とする。

附　則（平成 19 年 5 月 9 日）
この学則は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附　則（平成 19 年 11 月 8 日）
（入学定員等の暫定的な増員）
1　この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の規定については、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。
2　第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 34 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度～平成 29 年度
入学定員	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
収容定員	575 人	580 人	585 人	590 人	595 人	600 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	595 人	590 人	585 人	580 人	575 人

附　則（平成 20 年 2 月 28 日）
この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条第 1 項及び第 3 項については、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 21 日）
この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 7 月 9 日）
（施行期日）
1　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第 5 条第 3 項第 11 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例（母性看護・助産学）による。

附　則（平成 20 年 9 月 4 日）

1　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

2　第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 34 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年～平成 29 年度
入学定員	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人
収容定員	585 人	595 人	605 人	615 人	625 人	630 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	625 人	620 人	615 人	610 人	605 人

附　則（平成 21 年 12 月 4 日）

1　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

2　第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	113 人	113 人	113 人	113 人	113 人
収容定員	603 人	621 人	639 人	657 人	670 人

	平成 27 年度～平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	108 人	108 人
収容定員	678 人	673 人	668 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	655 人	642 人	629 人	616 人	608 人

附　則（平成 22 年 12 月 9 日）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 7 月 7 日）

1　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までの間における医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員	355 人	360 人	365 人

3　改正後の第 5 条第 3 項第 10 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、　平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例(地域看護学)による。

附　則（平成 23 年 12 月 8 日）

1　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（医学部医学科の編入学定員の暫定措置）

2　第４条の規定にかかわらず、医学部医学科第２年次への編入学定員は、平成 24 年度から平成 31 年度までの間次のとおりとする。

学　科	編入学定員
医学科	2 人

（収容定員の暫定的な増員の変更）

3　第４条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 35 年度までの間における医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～平成 29 年度
収容定員	641 人	661 人	676 人	686 人	688 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
収容定員	683 人	678 人	663 人	648 人	633 人	618 人

附　則（平成 24 年 2 月 28 日）

1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　第４条の規定にかかわらず、平成 26 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 26 年度
収容定員	345 人

附　則（平成 26 年 4 月 1 日）

1　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 4 日）

1　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 21 年 12 月 4 日付け附則第２項並びに平成 23 年 12 月 8 日付け附則第２項及び第３項中、第４条を第６条に読み替える。

附　則（平成 28 年 3 月 16 日）

1　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 7 月 15 日）

1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　第６条の規定にかかわらず、平成 29 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 29 年度
収容定員	345 人

附　則（平成 29 年 12 月 18 日）

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（収容定員の暫定的な増員の変更）
2　第６条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	113 人
収容定員	688 人	688 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	673 人	658 人	643 人	628 人	613 人

附　則（令和元年 11 月 11 日）
1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）
2　第６条の規定にかかわらず、令和２年度から令和８年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和２年度	令和３年度
入学定員	113 人	113 人
編入学定員	１人	１人
収容定員	687 人	686 人

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
収容定員	671 人	656 人	641 人	627 人	613 人

附　則（令和３年 10 月７日）
1　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）
1　第６条の規定にかかわらず、令和４年度から令和９年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和４年度
入学定員	113 人
編入学定員	１人
収容定員	685 人

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
収容定員	670 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附　則（令和４年９月８日）
1　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）
1　第６条の規定にかかわらず、令和５年度から令和 10 年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和5年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	684 人

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附　則（令和５年９月７日）

１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

２　第６条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 11 年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和6年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	683 人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附　則（令和６年９月５日）

１　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

２　第６条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 7 年度
入学定員	112 人
編入学定員	1 人
収容定員	682 人

	令和 8 年度	令和9年度	令和10年度	令和 11 年度	令和12年度
収容定員	668 人	654 人	640 人	626 人	612 人

附　則（令和７年９月４日）

１　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

２　第６条の規定にかかわらず、令和 8 年度から令和 13 年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 8 年度
入学定員	111 人
編入学定員	1 人
収容定員	680 人

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
収容定員	666 人	652 人	638 人	624 人	611 人

附　則（令和 8 年 9 月 16 日）

1　この学則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

2　第６条の規定にかかわらず、令和 9 年度から令和 12 年度までの間における医学科の入学定員、第２年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 9 年度
入学定員	111 人
編入学定員	1 人
収容定員	680 人

	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
収容定員	666 人	652 人	638 人	624 人	611 人